

瀬戸市農業委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和5年12月22日(金) 午後2時から午後2時30分
2 開催場所 瀬戸市文化センター 22会議室
3 出席委員

農業委員

- 1番 伊藤 憲昭
2番 井上 俊英
3番 小澤 早由里
4番 加藤 卓夫
5番 作石 正太郎
6番 高島 八十三
7番 武田 晴光
8番 長江 和春
9番 中村 征実
10番 藤井 義廣
11番 矢野 洋三
12番 横道 厚子

農地利用最適化推進委員

- 1番 磯村 幸成
2番 江尻 雅之
3番 大澤 憲男
4番 加藤 晴次
5番 藤田 茂夫
6番 前田 晴美
7番 松原 清 欠
8番 山田 泰司

(出席 19)

4 議事日程

第60号議案	農地法第3条の規定による許可申請について	1 件
第61号議案	農地法第3条の規定による許可申請について	1 件
第62号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第63号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第64号議案	農用地利用集積計画の変更について	11 件
報告第43号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について	8 件
報告第44号	生産緑地の斡旋について	1 件

議長

ただ今より瀬戸市農業委員会12月定例会を開会いたします。

本日の議題は、配布してあります議案書のとおりでございます。

なお、推進委員の7番 松原 清（まつばら きよし）委員より、欠席の連絡が入っております。

議長

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。慣例により議長が指名することになっておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

議長

ご異議なしと認めます。よって、本日の議事録署名委員は、

3番 小澤 早由里（おざわ さゆり）委員、

4番 加藤 卓夫（かとう たくお）委員を指名いたします。

（第60号議案）

議長

これより議事に入ります。それでは「第60号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目が田、現況地目が畑の1筆で面積は40㎡です。

当該農地は渡人が高齢により営農が困難になっていたところ、自宅に近く営農に都合がよかった受人と協議がまとまったため、本申請に至りました。受人は、耕運機、田植え機、稲刈機等の農機具を複数所有しており、申請地までは徒歩1分と通作条件にも問題なく、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいております。

以上の点から、農地を取得するための要件を満たし、許可できるものと考えます。第60号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第60号議案について、ご質疑はございま

せんか。

高島委員 40㎡と面積が小さいですが、何を栽培するのですか。

事務局 申請地は受人の自宅の目の前で、実際は既に畑を耕作しています。

高島委員 わかりました。

議長 その他よろしいでしょうか。

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。
第60号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第61号議案)

議長 続きまして、「第61号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目が田、現況地目が畑の5筆で面積は1,001㎡です。
当該農地は、渡人が相続により譲り受けましたが、高齢により営農が困難となり苦慮していたところ、自宅に近く営農に都合がよかった受人と協議が

まとまったため、本申請に至りました。受人は、耕運機、田植え機等の農機具を複数所有しており、申請地までは徒歩10分と通作条件にも問題ありません。なお、地区担当委員さんから、梅は収穫までに約13年かかることから、高齢による管理が不安視されるという点についてご指摘がありました。申請者に確認したところ、営農計画書には柿と梅と記載したが、柿を主として計画していること、また、現状はまだ働いているが後々は娘夫婦とともに作業することを確認しました。

以上の点から、農地を取得するための要件を満たし、許可できるものと考えます。第61号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第61号議案について、ご質疑はございませんか。

高島委員 耕作面積が0㎡となっていますが、きちんと営農されていますか。

事務局 受人が所有している農地はありませんが、家族が所有している農地があるため営農はしています。

高島委員 面積はどれくらいですか。

事務局 確認し、後ほどご説明します。

議長 それでは採決は後ほど行います。
次の議題にうつります。

(第62号議案)

議長 「第62号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目が畑、現況地目が雑種地の2筆で、面積は計653㎡、目的は資材置場です。

立地基準は、市街地介在農地で、第3種農地に該当し、原則許可です。一般基準は、資力については事務局で確認済です。

申請地周辺の状況は、北側は道路、西側は宅地、南側は山林、東側は雑種地となり、周辺に農地はありません。

西側には既設のコンクリートブロックがあり、南、東側にはコンクリートブロックを新設するため、土砂等の流出の心配はありません。排水は、砂利敷きのため基本自然浸透ですが、集水しきれない雨水については、敷地内北西に最終柵を新設し、北側道路側溝に排水します。

他法令は特にありません。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第62号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第62号議案について、ご質疑はございませんか。

高島委員

本申請は私が現地調査を行いました。申請地は以前から資材置場として使用されていましたが、申請書には今回はじめて見つけたとあります。これは矛盾していると思うので、正しく記載した方がよいのではないですか。

事務局

本件については、既に数十年にわたり別の業者が資材置場として使用していましたが、その業者が撤退したところに今回の受人が申請地を見つけたもので、記載については正しいものです。ただ、別の業者という標記がなかった点は申し訳ありません。

藤井委員

譲渡人が以前の業者ですか。

事務局 違います。所有者である譲渡人が別の業者に貸していました。

藤井委員 つまり、数十年は申請を出していなかったということですね。

事務局 そうです。今回の業者が農地転用の必要性に気づいて申請を行ったということです。

議長 その他よろしいでしょうか。
特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。
第62号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第63号議案)

議長 続きまして、「第63号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 こちらの申請につきましては、令和5年4月定例会にて諮り、令和5年6月に愛知県から許可された案件で、再度の申請となります。再申請の理由は、許可後に、渡し人の1人の住所が誤っていたこと、もう1人が、申請前に亡くなっており、相続がされていたことが発覚したためです。

それ以外の変更点はなく、前回愛知県から許可されているため、詳細の説明は省略します。第63号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第63号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第63号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第64号議案)

議長 続きまして、「第64号議案 農用地利用集積計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 本件は、農地の利用権を設定するため、貸し手および借り手の双方から農用地利用集積計画が瀬戸市長宛に提出されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律により、瀬戸市長から本農業委員会に協議の申し出があったものです。

番号1の農地は、今まで利用権設定を行わず耕作を行っていましたが、実情に合わせ利用権を設定するものです。番号2から番号11の農地は以前に利用権を設定した農地の設定期間が満了することに伴い、再度農地の利用権を設定するものです。設定者につきましては、6番、9番、11番の農地を除き、変更ありません。6番、9番につきましては、設定者が高齢となったため、親族が引き継ぎました。また、11番については、以前より同地区において約1,200㎡の利用権を設定し、耕作している者です。以上より、11件とも利用権設定することに支障はありません。なお、公益財団法人愛知県農業振興基金を通じ貸付けることとするもので、面積等は記載のとおりとなっております。

また、地区担当委員さん、推進委員さんからも適当とのご報告をいただいておりますので、農用地利用集積計画につきましては、耕作放棄地予防の観点からも承認できるものと考えられます。

第64号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第64号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第64号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 第61号議案の耕作面積が確認できたようですので事務局の説明をお願いいたします。

事務局 家族所有の農地ですが、田が1,748㎡、畑が221㎡の合計10筆1,969㎡です。この農地を受人が耕作しており、きちんと農業をされています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 高島委員よろしいでしょうか。

高島委員 はい。

議長 その他の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第61号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(報告事項)

議長 続きまして、報告事項に移ります。報告事項につきましては、報告第43

号から第44号まで一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第43号 農地法第5条第1項第6号の届出については8件ありました。面積等は記載のとおりです。

報告第44号 生産緑地の斡旋については1件ありました。本件は、生産緑地法第13条に「生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるように斡旋することに努めなければならない。」とされていることから、都市計画課より情報提供があったもので、斡旋を希望される方がいらっしゃいましたら、令和6年1月9日火曜日までに事務局にお知らせください。なお、その際には農地法第3条の許可申請が必要となりますのでよろしくをお願いします。報告事項につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。報告事項について、ご質疑等はありませんか。

(質疑なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 それでは、本日付議されました案件は全て議了いたしました。これにて、瀬戸市農業委員会12月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。